

清掃業務委託プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、安来市立病院における清掃業務を委託するにあたり、受託事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

安来市立病院清掃業務

(2) 業務内容

別紙「安来市立病院清掃業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定めるところによる。

(3) 履行場所

安来市立病院（安来市広瀬町広瀬1931番地）

3. 契約の概要

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式により選定した者を優先交渉権者とし、協議の上で随意契約

(2) 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

※但し、予算の制約等により、3年を経過する前に契約を打ち切ることもあり得る。

(3) 発注者

安来市病院事業管理者

4. 参加資格

令和4・5・6年安来市物品の売買等業者有資格者名簿に登録され、かつ以下の条件を全て満たしている法人とする。

- (1) 過去5年間以内に日本国内の当院と同規模以上の病院において、3年以上の清掃業務の受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立

てをされた者でないこと。

- (5) 山陰地区に事業所（本社・支店・営業所・出張所等）を有すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団が経営に関与していないこと。
- (7) 国税、都道府県税、市町村税のそれぞれについて義務づけられている税の滞納がないこと。

5. 企画提案書の評価

安来市立病院清掃業務委託業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、以下の点等から総合的に行う。

- (1) 業務経歴及び実施体制
同種又は類似業務における実績及び委託業務の実施体制
- (2) 提案内容
運用方法、導入効果、資格者の配置、従業員への教育、委託経費等

6. 公募型プロポーザル執行日程

項目	期限又は期間
実施要領等の配布	令和6年2月20日(火)から令和6年2月27日(火)
参加申込書の提出	令和6年3月6日(水) 午後5時必着
提案書等の提出	令和6年3月13日(水) 午後5時必着

7. 実施要領、仕様書、参加申込書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間
令和6年2月20日（火）から令和6年2月27日（火）
平日午前9時から午後5時まで（土日祝日除く）
- (2) 配布場所
島根県安来市広瀬町広瀬 1931 番地 安来市立病院 経営管理課
※ 上記期間中は、安来市立病院ホームページからも取得可能
<https://city.yasugi.shimane.jp/hospital/>

8. 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年3月6日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 安来市立病院 経営管理課 管財係
〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬 1931 番地
E-mail yasugihp@mx.miracle.ne.jp
- (3) 提出部数 1部

- (4) 提出方法 直接持参又は郵送とする
持参の場合、平日午前9時から午後5時まで

9. 参加資格審査の決定通知

参加申込のあった者を対象に資格審査を行い、その結果を通知する。

10. 質問書の提出

質問がある場合は、質問書を提出すること。なお、質問は質問書により行うこととし、電話等による質問は受付けない。

- (1) 提出期限 令和6年3月6日(水)午後3時まで
(2) 提出先 安来市立病院 経営管理課 管財係
(3) 提出方法 直接持参、郵送又は電子メール
(4) 質問書の回答 回答は、令和6年3月11日(月)までに参加申込者全員に、電子メールにより回答する。

11. 提案書の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた参加者は、提案書(様式1から様式6まで)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年3月13日(水)午後5時まで(必着)
(2) 提出先 安来市立病院 経営管理課 管財係
(3) 提出部数 正本1部、副本6部(コピー可)
(4) 提出方法 直接持参、又は郵送とする。
持参の場合は、提出日時をあらかじめ連絡すること。
受付時間は原則 平日午前9時から午後5時までとする。
(5) 作成方法 提案書作成にあたっては、次の事項に遵守すること
① 別紙仕様書に記載する業務全てを受託することを前提として作成する。
② 提案書は、簡潔に、わかりやすく、具体的に記載すること。
③ 附属資料として既成のパンフレット等を利用しても構わない。

12. 提案説明会の実施

次の要領で実施予定である。

- (1) 日時 参加予定者に後日連絡します
(2) 場所 参加予定者に後日連絡します
(3) 内容 提案書の説明(20分以内)及び質疑応答(10分)
(4) 参加人数 1事業者3名以内とする
(5) 説明方法

説明は提出書類を使用して行うこととする。

パワーポイント等を使用する場合は必要な機材を参加者で準備すること。

なお、提案説明会会場に備え付けのプロジェクターは使用可とする。

1 3. 審査

(1) 審査方法

実施要領及び仕様書等に基づき提出された提案書等について「安来市立病院清掃業務委託に係るプロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）により行う。

(2) 審査基準

選考委員会において、以下の点等から総合的に行う。

① 業務経歴及び実施体制

同種又は類似業務における実績及び委託業務の実施体制

② 提案内容

実施体制、従業員への教育、委託経費等

(3) 審査結果

委員会の評価に基づき、最も評価の高い企画提案者を優先交渉権者として選定し、契約締結の交渉を行う。

結果は企画提案書を提出された全事業者あて、書面により通知するとともに、安来市立病院のホームページに公表する。

(4) その他、審査に関する特記事項

① 優先交渉権者と仕様の詳細及び価格について協議して決定に至れば、受託者として決定する。ただし、当該者と決定に至らない場合は、決定に至る者が生じるまで、評価の高い者から順に協議を行う。

② 審査の経緯及び結果について、異議の申し立ては一切受けない。

1 4. 準備期間について

受託者として決定した日から令和6年3月31日までの期間は、本業務の履行にかかる準備期間とする。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとする。

1 5. その他

(1) 本プロポーザルへの参加及び提案書の作成等に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 提出された提案書等は、提案者の許可なく受託予定者の選定以外の目的で使用することはない。

(4) 提案書等の提出期限後の提出、差替え、変更及び追加については、認めない。

(5) 定められた期限までに提案書等を提出しなかった場合及び提案書等に虚偽の記載があった場合は、本プロポーザルへの参加を無効とする。

(6) 参加申込書を提出した後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。